



「メールシステム保守業務」  
に係る事前確認公募

公募要領

2020年2月25日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、現在、IPAで運用している「メールシステム」に関する保守契約について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

## 記

### 1. 保守契約の概要

#### (1) 名称

「メールシステム保守業務」

#### (2) 契約期間

2020年3月23日（月）より2021年3月22日（月）

#### (3) 概要

現在、IPAで運用している「メールシステム」を正常かつ正確に稼動させるとともに、障害が生じた場合迅速に復旧させ、サービスが滞りなく行われることを目的とする。

具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」参照のこと。

### 2. 応募要件

#### (1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

#### (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

#### (8) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

#### (9) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「仕様書」参照

### 3. 手続き等

#### (1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

総務部システム管理グループ 担当：塙田、藤安

電話番号：03-5978-7519

E-mail: sysg-kobo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンター16階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mailのみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00 (12:30～13:30は除く) 月～金曜日 (祝・休日を除く)

#### (2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 保守契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の保守サービス業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2020年3月6日（金）17時00分

場所：「3. 手続き等」(1)と同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

#### 【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式1）
- ② 「1. 保守契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の保守サービス業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

#### 【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本（商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し

※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものに限る。

- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式2）

### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年1月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力を願います。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点では在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（5）実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了知願います。

(別記)

### **暴力団排除に関する誓約事項**

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

##### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

平成 年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒

住所

団体名

代表者役職氏名

印

担当者所属役職氏名

連絡先 メールアドレス

TEL

FAX

「メールシステム保守業務」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

### 1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)

サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

### 2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること

サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

## 会社概要 (1/2)

会 社 名			
代表 者 氏 名		URL	
本 社 住 所	〒		
設 立 年 月	西暦 年 月	主 取 引 銀 行	
資 本 金	百万円	資 本 系 列	
従 業 員 数	人	加 盟 協 会	

会社の沿革 :

.....

.....

.....

.....

主要役員 前に○印を記す (非常勤は役職の 記入)	氏 名	年令	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株 主 名	持株数	構成比 (%)	貴社との関係	
			%		
			%		
			%		
			%		
			%		
			%		
関 連 企 業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先		所在地 〒 _____			
		所属・氏名	TEL : _____		
			FAX : _____		
			E-mail : _____		
業績	項目	期	前々期(確定) / ~ /	前 期(確定) / ~ /	今 期(見込み) / ~ /
	売上高		百万円	百万円	百万円
	営業利益		百万円	百万円	百万円
	経常利益		百万円	百万円	百万円
	資本勘定		百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益		百万円	百万円	百万円
	借入残高（社債、割手含む）		百万円	百万円	百万円
	定期預金残高		百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先			直近決算時点における売上高	
				百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無			有・無	税金支払い遅滞の有無	有・無

## 仕様書

「メールシステム保守業務」の仕様について次に示す。

### 1. 保守サービス対応時間

保守サービスの対応時間は、365日24時間での受付と、受付から4時間以内でのオンサイト保守とする。

### 2. 保守サービスの種類及び内容

ハードウェア、ソフトウェア、サーバOS等を良好な状態に保つため、以下に記述する保守サービス内容と同等の保守サービスを行う。

- (a) バグフィックス（将来起こりうる障害、脅威への対策を含む）またはバージョンアップのソフトウェア、脆弱性対策技術情報、不具合情報が適時に提供される。
- (b) メールシステムに係る問題（障害切り分けや製品が有する機能、バージョンアッププログラムに関する事項等を含む）について、IPAのシステム管理者が速やかに対応し事象を解決することができるレベルの、日本語による保守サービスを提供する。
- (c) メールシステムに関して公開された修正プログラム等の適用作業をIPAが実施するにあたり、事前のIPAからの問い合わせに対して、修正プログラム等がメールシステムのサービスに支障をきたすかどうかについての関連情報を提供する。
- (d) 保守サポート作業の完了を報告する書面（具体的な様式は、協議により決定）を、保守サポート契約期間終了後、7営業日以内に提出する。

### 3. 保守対象

- ・ Windows Server (Exchange Server) ----- 4台
- ・ Windows Server (ウイルス対策等) ----- 2台
- ・ Redhat Enterprise Linux Server (メール中継、メーリングリスト、ウイルス対策等) ----- 6台
- ・ CACHATTOオンプレミス (e-Janネットワークス社製品) ----- 1台
- ・ UPS (APC社製品) ----- 2台

※1年間のサポートが見込まれない製品についてはIPAと協議すること。

### 4. 保守に伴い調達するライセンス等

- ・ CACHATTOオンプレミスライセンス ----- 350
- ・ トレンドマイクロServerProtect for Linux ----- 9
- ・ Windows Server拡張セキュリティ更新 (ESU) ----- 6

※1年間のサポートが見込まれない製品についてはIPAと協議すること。

### 5. 契約期間

2020年3月23日から2021年3月22日までの1年間とする。

### 6. 必須要件

- (a) 上記「3. 保守対象」及び「4. 保守に伴い調達するライセンス等」に示す全てのシステムに関する知識を有していること。また、それらの技術サポート、保守サポート等の業務を請負った実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を確保していること。
- (b) 上記「1. 保守サービス対応時間」及び「2. 保守サービスの種類及び内容」に示す保守サービス品質を保証すること。

(c) 契約期間開始日には既存の運用状況を把握した上で保守サービスが可能なこと。

## 7. 情報セキュリティに関する要件

- (a) 本業務の過程で収集・作成する情報は、本業務の目的の他に利用しないこと。但し、本業務の開始以前に公開情報となっていたものについては除く。
- (b) 本業務の過程で収集・作成する情報が第三者に漏えいしないよう、また意図せざる変更が加えられないよう、本業務情報のアクセス制御・暗号化等の適切な情報セキュリティ対策を施すこと。
- (c) 本業務に係る情報セキュリティ対策の管理体制を、業務開始までにIPAに説明し、承認を得ること。変更があった場合には速やかに再提出すること。
- (d) 資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍等に関する情報提供を行うこと。
- (e) 本業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合には、本業務のIPA担当者に、速やかに連絡すること。本業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合の対策を業務開始までにIPAに説明し、承認を得ること。
- (f) 本業務の過程で収集・作成する情報のうち、IPAが別途、要廃棄情報であると指定するものについては、本業務終了後、IPAとの間で合意した安全な方法により廃棄・抹消し、その事実をIPAに報告すること。
- (g) 業務期間中、IPAから情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。また、IPAは、必要があると認められるときは、情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をする場合がある。
- (h) 本業務実施の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処についてIPAと速やかに協議し、必要な対策を行うこと。
- (i) 本業務の一部を別の事業者に再委託する場合は、再委託先における情報セキュリティ対策を確認し、上記(a)～(h)の措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。